

平成30年4月から、

国民健康保険制度が変わります！！

都道府県が国保の運営の中心となります

現在、東海村の国民健康保険制度(国保)は村が保険者となって運営していますが、平成30年4月からはその運営に茨城県も加わります。「広報とうかい」(平成29年12月10日号)に掲載した以後の状況についてお知らせします。

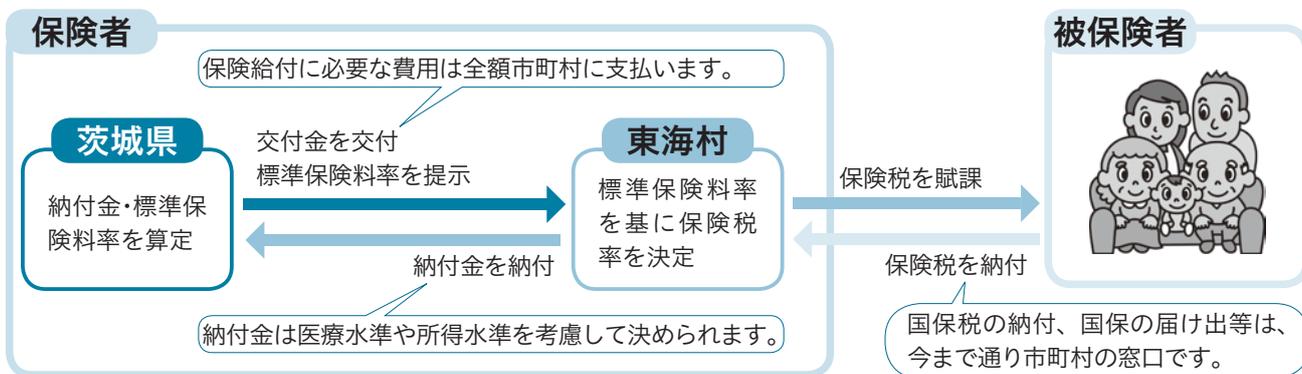
【問い合わせ】福祉保険課国保年金担当(☎282-1711 内線1131)

■保険税はどのように決まる？～平成30年度の国保税の変更点～

平成30年度から、市町村の保険給付費は県から全額交付されることになり、不測の給付増加による財源不足は無くなります。その代わりに、県が県内の保険給付総額等を予測し、市町村ごとの医療費と所得水準を基に算定した「国保事業

費納付金」(以下、「納付金」)を納めることとなります。

また、市町村が納付金を賄うために必要となる「標準保険料率」も提示され、それを基に、市町村は国保財政に応じた保険税を決定します。



■東海村国保の1人当たり医療費

現在、東海村国保では平成30年度の税率改定を検討しています。

村の医療費(療養諸費費用額)は県内第8位と高い状況にあるため、**保険税の引き上げを検討しています**。※保険税は決定次第、「広報とうかい」でお知らせします。

【1人当たり医療費(療養諸費費用額)
(平成28年度・速報値)】

県内で最も高い自治体…367,954円

東海村…334,458円

県内
第8位!

県平均(市町村計)…310,314円

県内で最も低い自治体
…256,822円

※データ提供：茨城県

■保険税の負担を増やさないためにできること

① 適正受診で、医療費を節約しましょう

保険税はその年に予測される医療費を基に決められるため、**医療費が増えると保険税も引き上げになる場合があります**。

- ▽休日・夜間受診は緊急のときのみに行いましょう
- ▽かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう
- ▽同じ病気で重複受診はやめましょう
- ▽処方薬がたくさん余ったら調整してもらいましょう
- ▽ジェネリック医薬品を利用しましょう

適正受診の
ポイント!!

② 40歳以上75歳未満の方は 特定健診を受けましょう

国保の特定健診の受診率が国の目標値より低いと、後期高齢者支援金が加算され、保険税の引き上げにつながります。